

住宅を新築、建替えまたは購入した方
定住促進奨励金

対 象 者

町の住民基本台帳に登録され、令和2年1月1日から令和11年3月31日までに居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方

※空き家など中古住宅を購入した場合も対象となります。

※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合、町税などに滞納がある場合、過去にこの奨励金の交付を受けたことがある場合は対象となりません。

区 分	対 象	奨励金の額
住 宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が対象となります。
土 地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

※詳しくは下記までお問い合わせください。

申問 企画開発課 企画情報係 ☎ 72-3112(内線124)



交付期間

対象住宅の固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

申請期限

対象住宅の奨励金交付対象年度の固定資産税が課された日から起算して5年以内

申請手続

固定資産税が課税された後に申請できますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

新たに町内の民間賃貸住宅に入居する
新婚または子育て世帯の方

新婚世帯・子育て世帯
新生活応援補助金



初期費用 〈上限〉 112,200円

(1回限り)を交付します。

※敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額

家 賃 〈月額上限〉 11,220円

(最長3年間)を交付します。

※家賃月額から住宅手当を控除した額

対 象 者

〈新婚世帯〉 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。

〈子育て世帯〉 小学生以下のお子さんがある世帯が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。(町外からの転入に限る)

※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。

※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※この制度は「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

申問 企画開発課 企画情報係
☎ 72-3112(内線124)



上毛町に定住する意思のあるご夫婦
定住促進結婚祝金

祝 金 〈ご夫婦1組に対して〉

いい ふうふ

112,200円

(1回限り)を交付します。

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

対 象 者

- ・結婚後3カ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
- ・祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

申問 企画開発課 企画情報係
☎ 72-3112(内線124)



上毛町で家や土地をお探しの方
空き家・空き地バンクを
ご利用ください！

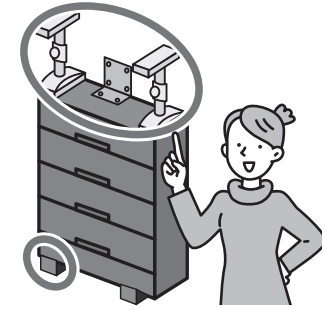


登録した賃貸物件は
空き家改修事業補助金を受け
ることができます。



家具転倒防止対策推進事業
補助金

地震発生時における家具などの転倒による被害の防止と軽減を図るため、家具転倒防止器具の購入及び取付について、その費用の一部を補助します。



対 象 者

次の要件の全てに該当する世帯の世帯主

1. 町内に居住しており、自らの居宅への器具取付を行う世帯であること。
2. 65歳以上の者のみで構成される世帯であること。
3. 町税を滞納している世帯員がいないこと。
4. 本補助金の交付を過去に受けたことが無いこと。

対象経費

家具転倒防止器具の購入及び取付けに要する経費

補助金額

対象経費の3分の2(上限額:1万円)

補助金を希望する方は事前に総務課へご連絡ください。

問 総務課 総務係☎ 72-3111(内線113)

木造戸建て住宅性能向上改修
補助金

旧耐震基準で建築された木造戸建て住宅の性能向上改修工事(耐震改修工事・省エネ改修工事)や建替えに伴う除却工事について、その費用の一部を補助します。



対象となる住宅

次の要件の全てに該当する木造戸建て住宅

1. 町内に存在すること。
2. 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
3. 居住者がいること(工事後に居住する場合を含む)。
4. 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。

補助金額

1.性能向上改修工事

工事費用の25%(上限額:45万円)

※耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う工事が対象です。

2.建替えに伴う除却工事

工事費用の23%(上限額:30万円)

補助金を希望する方は事前に総務課へご連絡ください。

問 総務課 総務係☎ 72-3111(内線113)

上毛町捕獲員による有害鳥獣捕獲の実施期間と令和6年度の実績

実施期間 5月7日(水)～令和8年3月15日(日)

※ただし、12月22日(月)～令和8年1月4日(日)は除く

この期間内の土曜日、日曜日、祝日には銃による有害鳥獣捕獲も随時実施します。安全には十分注意をしておりますが、事故防止のため、山に入る際には、十分お気をつけください。

なお、日曜日の一斉捕獲は例年どおり、カラス・ドバト・シカ・イノシシを対象に駆除を行います。その際には無線放送であらかじめお知らせします。

※カラスが多く発生している場合でも近くに人家があれば、銃による駆除は法律により禁止されていますので、皆様のご理解をお願いします。

銃による有害鳥獣捕獲実施期間

5月7日(水)～10月14日(火)(土曜日、日曜日、祝日のみ)

10月15日(水)～令和8年3月15日(日)(随時)

鳥獣被害対策の基本は3つのポイントを押さえること

- 1.鳥獣の捕獲 積極的に捕獲をすることで個体数を減らします。(捕獲には原則として免許が必要です)
- 2.柵の設置 農地への侵入を防ぐには侵入防止柵の設置が不可欠です。また、設置後は定期的なメンテナンスで効果を持続させましょう。
- 3.エサ場をなくす 農作物や放任果樹、生ごみなど、あらゆるものが野生鳥獣を引き寄せるエサとなります。

万が一、野生のイノシシを発見した際は、むやみに近づいたり、攻撃したりせず、すぐに建物内に避難してください。

問 産業振興課 農政係 ☎ 72-3151(内線189)

令和6年度有害鳥獣捕獲実績

令和6年5月7日～令和7年3月15日を捕獲許可期間と定め、猟友会の協力を得て、有害鳥獣の捕獲を行いました。

農林産物被害の軽減のため、本年度も引き続き捕獲を実施しますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

獣 種	捕獲頭数	前年度比
イノシシ	383頭	+297頭
シカ	293頭	-26頭
カラス	87羽	+21羽
アライグマ	52頭	+14頭
タヌキ	3頭	-1頭
アナグマ(ジグマ)	17頭	+12頭
その他(イタチ等)	12頭	±0頭